

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（委員）

No.	機関名	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
1	木更津海上保安署	総則編 1-2-4	7(5)給水、給電及び入浴等被災者の生活支援に関すること → 削除	令和元年の台風災害において、広く一般市民に対し、富津公共ふ頭に着岸した巡視船にて実施した実績から、令和2年度の改訂の際に追加していただいたものです。	君津市には、公共ふ頭がないものの、君津市民も利用可能であり、残しておくことに支障はありません。	意見のとおり修正（削除取消）。  【補足等】 県計画（総-3-4）との整合性により削除した部分。
2	銚子地方気象台	総則編 1-3-2 3 気象	降雨量は約 2,100（坂畑）mm と多く、	降雨量は約 2,000（坂畑地域気象観測所）mm と多く、	坂畑というのは、気象庁の観測地点で坂畑地域気象観測所のことかと思われます。気象庁による観測であることが分かるように正式名称を記載することを提案致します。 また、坂畑地域気象観測所における年間降水量の平年値（1991～2020）が 2046.5mm であるため、約 2,000 としては如何でしょうか。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/flow/kyouka/">気象庁   過去の気象データ検索 (jma.go.jp)</a> 平年値以外を利用される場合に、データ処理に利用した期間を「●●●●年～■■■■年のデータを平均した」などと記載することを他の自治体さんにも提案しています。	以下のとおり修正。 降雨量は約 2,100（坂畑地域気象観測所）mm と多く（2013年から2022年のデータを平均した。）、その季節的变化をみると、秋に多く、春、夏がこれに次ぎ冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短時間に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。  【補足等】 1991年～2020年までの平年値である2046.5mmを用いて、約2,000mmとしてはどうかという意見をいただいたが、降雨量が減っているように見える修正になってしまい、市民の肌感覚と乖離してしまう可能性があるため、直近10年間の平均値である2,123mmをベースに現行の約2,100mmを活かすこととした。 なお、平年値以外を利用する場合は、データの処理に使用した期間を示してはどうかとの意見があったため、期間を追加。
3	銚子地方気象台	総則編 1-3-9 千葉県に災害をもたらした近年における顕著な事例（台風以外）	佐原市	佐原市（現在の香取市）	旧市町村名ですので、補足情報を付加しては如何でしょうか。	意見のとおり修正。
4	銚子地方気象台	風水害編 1-2-5 3 土砂災害警戒情報の発表発表基準：	2時間先までの予測雨量がC L（クリティカルライン：土砂災害発生危険基準線）を超過するとき。実況でC Lを超過するとき。	2時間先までの予測で土壌雨量指数等がC L（クリティカルライン：土砂災害発生危険基準線）を超過するとき。実況でC Lを超過するとき。	<a href="https://www.jma.go.jp/jma/flow/kyouka/">気象庁   土砂災害警戒情報・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） (jma.go.jp)</a>	意見のとおり修正。  【補足等】 雨量ではなく、土壌雨量指数が基準になるという意見。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（委員）

No.	機関名	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
5	銚子地方気象台	風水害編 2-2-5 ③特別警報 大雨	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当	災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当	<a href="http://jma.go.jp">気象庁   特別警報について (jma.go.jp)</a>  の「特別警報」が発表されたら  大雨の場合参照	意見のとおり修正。  【補足等】 レベル5の説明として、切迫の部分がないという意見。
6	銚子地方気象台	風水害編 2-2-6 ④その他気象情報	、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。	、キキクル（警報の危険度分布）で確認する必要がある。	直前で用いたキキクルという言葉にあわせては如何でしょうか。	意見のとおり修正。  【補足等】 前後の表現は、以下のとおり。  県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（ <del>1時間に100mm以上</del> ）を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、 <u>かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、</u> 府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、 <u>警報の「危険度分布」キキクル（警報の危険度分布）</u> で確認する必要がある。
7	銚子地方気象台	風水害編 2-2-6 3 大雨警報・洪水警報の危険度分布等の種類と概要  種類	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨警報（土砂災害）の危険度分布	気象庁では「土砂災害警戒判定メッシュ情報」という言葉を用いなくなっています。	以下のとおり修正。 大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <del>（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</del>

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（委員）

No.	機関名	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
8	銚子地方気象台	風水害編 2-2-8 6 土砂災害警戒情報	① 警戒基準 大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの  ② 警戒解除基準 又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議の上解除できるものとする。	① 発表基準 大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの  ② 解除基準 又は以降を削除	<a href="#">気象庁   土砂災害警戒情報・土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（jma.go.jp）</a>	意見のとおり修正。
9	銚子地方気象台	震災編 1-5-2 3 津波避難体制の確立 (1) 市の避難指示の体制整備	気象官署が発表する津波予報を基本とし	気象庁が発表する津波予報を基本とし	<a href="#">気象庁   津波警報・注意報、津波情報、津波予報について（jma.go.jp）</a>	意見のとおり修正。
10	東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社	風水害編 2-15-3 および 震災編 2-14-3	カスタマーセンター	P Gコンタクトセンター	停電・設備に関する連絡先はP Gコンタクトセンターになります。	意見のとおり修正。
11	東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社	風水害編 2-15-2 の2-（2）広報	感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。	感電事故並びに漏電による出火を防止するため、新聞、テレビ、ラジオ、P R車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。	広報事項を県と同様にしているため変更を希望します。	意見のとおり修正。
12	東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社	震災編 2-14-2 の2-（2）広報	感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。	感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及び防災行政無線を通じて需要家に対し、次の諸点を十分P Rするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。	同上	意見のとおり修正。
13	東京ガス株式会社千葉支社	総則編 1-2-7	9 東京ガスネットワーク株式会社千葉導管ネットワークセンター (1)ガス供給施設（製造設備等を含む）の防災対策建設及び災害時におけるガス供給安全確保に関すること (2)被災施設ガスの応急対策及び災害復旧供給に関すること	9 東京ガスネットワーク株式会社千葉導管ネットワークセンター (1)ガス供給施設 <del>（製造設備等を含む）</del> の防災対策建設及び災害時におけるガス供給安全確保に関すること (2)被災施設ガスの応急対策及び災害復旧供給に関すること	製造設備については、東京ガス株式会社が維持管理・建設管理業務・供給安全業務を担当するため。 東京ガスグループでは、ガス導管・ガスホルダー・地区ガバナがガス供給設備に区分され、都市ガス製造基地が製造設備に区分される。	意見のとおり修正。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（委員）

No.	機関名	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
14	東京ガス株式会社千葉支社	風水害編 2-15-3	(2)広報活動の実施 東京ガスネットワーク株式会社は、災害発生時には、「直後」「ガス供給停止時」「復旧作業中」その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、君津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。	(2)広報活動の実施 <b>東京ガス株式会社</b> は、災害発生時には、「直後」「ガス供給停止時」「復旧作業中」その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、君津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。	広報活動は、東京ガス株式会社に対応するため。 * 令和5年 10月1日に組織改があり、東京ガス株式会社が災害時の広報活動を担当する。通常時だけでなく、災害時における緊急保安業務は保安対策・緊急対策・復旧対策は、従来どおり東京ガスネットワーク株式会社がする。	意見のとおり修正。
15	東京ガス株式会社千葉支社	震災編 2-14-3	(2)広報活動の実施 東京ガスネットワーク株式会社は、災害発生時には、「直後」「ガス供給停止時」「復旧作業中」その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、君津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。	(2)広報活動の実施 <b>東京ガス株式会社</b> は、災害発生時には、「直後」「ガス供給停止時」「復旧作業中」その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、君津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。	上記、「風水害編 2-15-3」の修正理由に同じ。	意見のとおり修正。
16	かずさ水道広域連合企業団	風水害編 2-12-2 震災編も同様	かずさ水道広域連合企業団は、避難所又は被災地周辺の便利の良い場所に給水地点を設定する。	<b>市かずさ水道広域連合企業団</b> は、避難所又は被災地周辺の便利の良い場所に給水地点を設定する。し、 <b>かずさ水道広域連合企業団</b> と協議する。	かずさ水道広域連合企業団と給水区域内各市における災害時対処要領においてかずさ水道広域連合企業団、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市で定めており、市が応急給水拠点の開設場所等を選定することとしている。	意見の主旨を踏まえ、以下のとおり修正。 (2) 給水地点の設定 <del>かずさ水道広域連合企業団は、避難所又は被災地周辺の便利の良い場所に給水地点を設定する</del> <b>「応急給水等に係る確認書」</b> 、「 <b>かずさ水道広域連合企業団と給水区域内各市における水道災害時対処要領</b> 」等に基づき設定する。  【補足等】 別の定めがある部分であるため、リンク形式とした。
17	かずさ水道広域連合企業団	風水害編 2-12-2 震災編も同様	かずさ水道広域連合企業団は給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民に広報するよう、秘書広報班に要請する。	かずさ水道広域連合企業団は給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民に広報するよう、 <b>水道秘書広報班</b> に要請する。	かずさ水道広域連合企業団と給水区域内各市における災害時対処要領においてかずさ水道広域連合企業団、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市で定めており、かずさ水道広域連合企業団からは君津市企画調整課へ連絡することとしている。	意見のとおり修正。

## 君津市地域防災計画改訂に係る意見対応結果一覧表（委員）

No.	機関名	該当箇所 ※基本的に原文のまま	計画（改訂案）の内容 ※基本的に原文のまま	計画(改訂案)に対する意見（修正案） ※基本的に原文のまま	意見（修正案）の理由 ※基本的に原文のまま	対応結果等 ※見え消し等は現行計画に対するもの
18	かずさ水道広域連合企業団	風水害編 2-12-2 震災編も同様	かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、本部会議を通して消防班、また、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。	かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、 <b>本部会議を通して消防班</b> 「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業者等に給水用資機材の応援要請を行う。 また、 <b>市</b> は知事を通して自衛隊等に協力を要請する。	「千葉県水道災害相互応援協定」により、給水車、ポリ容器等の応援要請ができるため。また、消防車、自衛隊水槽積載車では、風呂などの生活用水としては利用できるが、飲料水としての利用は難しいと思われるため。	以下のとおり修正。 かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、 <b>本部会議を通して消防班</b> 「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業者等に給水用資機材の応援要請を行う。 また、 <b>市</b> は、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。 <b>またなお</b> 、水槽積載車のみならず、ポリタンク等の容器を調達し、一般車両等を用いて運搬する。 その他、資機器材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て調達する。  【補足等】 基本的に意見のとおり修正だが、「また、」で繋ぎすぎているため、文章表現上の修正も加えた。
19	かずさ水道広域連合企業団	震災編 第 11 節生活救援 対策		ページ番号が風水害編のページ番号となっている。		以下のとおり修正。